

許可を受けるには

- (1) 営業許可を受けるためには、営業する場所を管轄する保健センターに「許可を要する営業」の申請手数料を添えて営業許可申請書を提出することから始まります。申請書は少なくとも営業開始予定日の20日前までに提出してください。
この申請書の作成にあたっては「申請書の書き方」を参考にしてください。
- (2) 申請書を提出すると、次の経過を経て営業を始めることができます。
 - ア 営業施設が完成すると、保健センターの食品衛生監視員が施設の実地審査を行います。その際、施設の概要を説明できる責任者（営業者）が立ち会うようにしてください。
 - イ 施設の実地審査の結果、「営業施設の基準」に適合していると認められると、数日中に「営業許可書」が交付され営業を開始することができます。
しかし、「営業施設の基準」に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、再度確認を受けてください。

都市計画法に定められた用途地域により、建築基準法上、飲食店などが建築（用途変更も含みます。）できないことがあります。

詳細につきましては、次のところへお問い合わせください。

【用途地域の照会】 住宅都市局都市計画部都市計画課
TEL：972-2713 FAX：972-4164

【建築基準法の照会】 住宅都市局建築指導部建築審査課
TEL：972-2929 FAX：972-4159

消防法や火災予防条例により、店舗の利用形態及び規模等に応じて、消防用設備等（消火器、スプリンクラー設備、誘導灯など）の設置や各種届出（防火管理者の選任届出書、消防計画作成届出書など）が必要となる場合があります。

詳細につきましては、営業される行政区の消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署 764-0119	東 消防署 935-0119	北 消防署 981-0119	西 消防署 521-0119
中村消防署 481-0119	中 消防署 231-0119	昭和消防署 841-0119	瑞穂消防署 852-0119
熱田消防署 671-0119	中川消防署 363-0119	港 消防署 661-0119	南 消防署 825-0119
守山消防署 791-0119	緑 消防署 896-0119	名東消防署 703-0119	天白消防署 801-0119

夜間の営業に伴う騒音や、住居系地域における深夜の音響機器の使用には規制があります。また、一定能力以上の排風機等を設置する場合は、事前に届出が必要となります。

詳細につきましては、次のところへお問い合わせください。

【北東部公害対策室（担当区：千種・昭和・守山・名東）】
TEL：778-3108 FAX：778-3110

【北西部公害対策室（担当区：東・北・西・中村・中）】
TEL：523-4613 FAX：523-4634

【南東部公害対策室（担当区：瑞穂・南・緑・天白）】
TEL：823-9422 FAX：823-9425

【南西部公害対策室（担当区：熱田・中川・港）】
TEL：651-6493 FAX：651-5144